

23港湾春闘情報(2)地区港湾の取り組みについて

1. 3月15日開催の第2回団交において、日港協は回答したが、全体として検討中や「個別対応と考える」など、産別交渉を否定するかの回答に終始した。

組合側は、特に船社に対し文書をもって価格転嫁の申し入れについて「検討している」との回答では、要求提出から1ヶ月あまりあったのに対応が遅すぎると痛烈に批判した。また、他の項目についても個別対応では無責任であると批判し、再考するよう強く業側に求めた。

業側は、再考するとして、次回団交を3月28日(火)13時30分から開催することを提案し、組合側は了承し終了した。

この間の地区の取り組みについて、概略的に下記します。

なお、この間に「お手伝い特例」に関するパブリックコメントは、全国港湾に報告があったのは、24件でした。ご協力、有難うございました。

2. 各地区の取り組みについて(3月15日現在)

(1) 北海道港湾の取り組み

- ① 2月24日、北海道運輸局に申し入れ行動を行った。
- ② 各業界労働者が抱える問題について、申し入れを行い、運輸局側は申し入れ内容を承った上で、地区だけの問題ではないので即答は出来ないが、上申するとした。

(2) 東北地区港湾の取り組み/決起集会

- ① 青森県港湾労働組合協議会は、2月28日に90名の参加で開催した。
- ② 秋田県港湾労働組合協議会は、3月1日に50名の参加で開催した。
- ③ 宮城県港湾労働組合協議会は、2月22日に25名の参加で開催した。
- ④ 山形県港湾労働組合協議会は、3月1日に50名の参加で開催した。
- ⑤ 福島県港湾労働組合協議会は、2月24日に250名の参加で開催した。
- ⑥ 常陸那珂港湾労働組合協議会は、1月27日に20名の参加で開催した。

東北地区港湾全体では、485名の集会参加があった。

(3) 日本海地区港湾の取り組み/行政への申し入れ行動

① 日本海地区港湾拡大幹事会

2月28日(火)09時30分~11時30分 日港福会館 2階

ア. 全国港湾・真島委員長、玉田書記長を迎え23春闘の要求、趣旨説明を行った。

イ. 23春闘行動の確認を行った。

ウ. お手伝い特例、石炭問題、料金収受問題等の質疑も行った。

*23春闘要求書提出

2月28日(火)13時30分~ ステーションカンファレンス東京

- ・ 地区港湾全ての企業に足して23春闘要求書を提出した。

② 北陸信越運輸局交渉

3月3日（金）13時30分から北陸信越運輸局・北陸地方整備局と申し入れ協議を行なった。内容は、以下の通り。

- ア. 全国港湾から出された文書に沿って申し入れを行い、中央行動が3月8日～9日行われる事を伝えた。
- イ. 基本的には、本省に伝えるとし、後日、文書で回答を貰うことを確認した。
- ウ. 料金収受問題について、行政としても協力してもらいたいと訴えた。
- エ. 石炭問題は雇用問題に発展させないように強く要望した。（七尾港の現状を説明）
- オ. フレキシブルバックの使用を控えるように法整備の重要性を訴えた。
- カ. アクションプラン（お手伝い）の問題点を指摘（港労法適用が最優先である事を要請）
- キ. ライバル会社が協業は無理 → 労働者供給事業があるので「お手伝い」→ 要らない
- ク. 降雪時の道路（高速、国道）の閉鎖、除雪、解除の問題点を指摘。
- ケ. 災害級の降雪時の対応 → 荷主、トラック協会への要請 → 違反者の処分

③ 新潟・直江津港（新潟県）

- ア. 新潟労働局申し入れを3月2日（木）10時00分から行った。
 - a. 資料に従い要請を行ない、本省に上申する回答を受けた。
 - b. お手伝い特例は地方港にはいない事を訴えた。
 - c. 港湾労働者を優先してコロナ検査が出来るように申し入れた。
- イ. 新潟運輸支局申し入れを3月2日（木）11時00分から行った。
 - a. 資料に従い要請を行ない、本省に上申する回答を受けた。
 - b. アクションプランの事業法緩和や人員の派遣については強く反対を述べた。
 - c. 降雪時の対応、強化と連携について訴えた。
- ウ. 港湾パトロール 2月28日（火）08時30分から全港湾、全日通、検数の6人で安全対策の徹底、港湾労働者の確認、マスクの着用を項目に揚げ点検を行った。部外者の作業はなし。

④ 伏木港（富山県）

- ア. 富山労働局申し入れを3月1日（水）11時00分から行った。
 - a. 文書により申し入れを行い、上申する回答を受けた。
 - b. 石綿被災対策について意見交換を行った。
- イ. 富山運輸支局申し入れを3月1日（水）11時00分から行った。
 - a. 資料に従い要請を行ない、本省に上申する回答を受けた。
 - b. アクションプラン（お手伝い）には反対である事を強く要請した。地方港特有の環境、労供の実績を訴えた。改めて組合（労働者の声）を伝えるように要請した。
- ウ. 港湾パトロールを、3月1日（水）13時00分から全港湾、全日通の5人で富山港、富山新港を巡回し問題は無かった。

⑤ 七尾港（石川県）

- ア. 石川労働局申し入れを3月1日（水）10時00分から行った。
 - a. 書面を提出し、上申するとの回答を受けた。
 - b. お手伝い特例は厚生労働省の分野を国交省が犯していると訴えた。

- c. 石炭の雇用問題を切に訴えた。
- d. 金沢港、七尾港の現状を説明し要望を伝えた。
- イ. 石川運輸支局申し入れを2月22日（火）13時30分から行った。
 - a. 書面を提出し、七尾港、金沢港で働くものの立場で要請した。本省へ上申する回答を得た。
 - b. アクションプランの問題点を指摘し、港湾の規制緩和に繋がらないように訴えた。
- ウ. 2月22日（水）15時30分から全港湾、金沢港運の4人で七尾港の港湾倉庫、公共ふ頭のパトロールを実施した。
- ⑥ 敦賀港（福井県）
 - ア. 福井労働局申し入れを2月22日（水）09時00分から行った。
 - a. 書面に従い申し入れを行なった。地方レベルでの回答は出来ない為本省に上申する。
 - b. お手伝い特例は港が混乱する恐れがあるので、反対を唱えるように訴えた。
 - イ. 福井運輸支局申し入れを3月2日（木）14時00分から行った。
 - a. 書面に基づき要請を行なった。本省へ上申するとの回答を得た。
 - b. アクションプランのお手伝い省令には労供があるので必要ない事を訴えた。
 - c. 地元の課題について意見交換を行なった。
 - ウ. 3月2日（木）09時00分から全港湾の4人で港湾施設、港湾作業を中心にパトロールを行なった。異常なし。
- ⑦ 舞鶴港（京都府）
 - ア. 近畿運輸局京都運輸局申し入れを3月2日（木）15時00分から行った。
 - a. 書面に従い申し入れを行なった。
 - b. アクションプラン（お手伝い）は労供で対応しているので、必要ない事を訴えた。
 - c. 組合としてパブリックコメントを実施し、国交省に反対を唱えている事を伝えた
 - イ. 舞鶴労働基準監督署申し入れを3月2日（木）14時30分から行った。
 - a. 書面に従い申し入れを行なった。何が出来るか考えたい。→ 上申する。
 - b. お手伝い特例、石炭雇用問題について訴えた。
 - c. 安全パトロールの再開を要請した。
 - ウ. 京都府港湾局申し入れを3月2日（木）14時00分から行った。
 - a. 国際埠頭拡張工事の概要が説明された。
 - b. 舞鶴港の安定運営、荷役機械の整備、不具合、休憩所について要望した。
 - エ. 港湾パトロールを3月2日（木）13時00分から全港湾、全日通の4人で行い、異常なし。
- ⑧ 境港（鳥取県）
 - ア. 鳥取労働局申し入れを3月2日（木）11時00分から行った。
 - a. 書面に従って申し入れを行なった。本省に上申するとした。
 - b. お手伝い特例に反対し、港湾労働者の職域、雇用を守る事を強く要請した。
 - イ. 鳥取運輸支局申し入れを3月2日（木）16時00分から行った。
 - a. 書面に従って申し入れを行なった。本省に上申するとした。
 - b. 港湾労働者の人材が不足している事を訴えたが、アクションプランの「お手伝

い」には強く反対している事を伝えた。

c. 港の問題、働く環境整備が重要と意見交換を行なった。

ウ. 港湾パトロールを2月24日(金)、3月10日(金)2回に分け実施、港湾施設、倉庫、本船関係を中心にパトロール実施した。

㊦ 23 春闘勝利決起集会

ア. 3月13日(月)及び14日(火)に各港において23春闘勝利決起集会を開催し全港湾、港運同盟、全日通、検数労連其々が参加した。(23春闘闘争勝利を目的として)

イ. 港を兵站基地にしない取り組みとして、決議文の採択を行う。

(4) 東京港湾の取り組み

① 東京港地区団交 3月1日(水)、港運同盟関東地本との合同の地区団交を開催。

ア. 23春闘組合要求趣旨説明を行った。

イ. 一番強調した点は、この間の異常な物価高騰により港湾労働者の生活が大変厳しくなっていること、何年にもわたって世間相場より低く抑えられた賃金、これを改善しないことには生活が破壊されかねない。3万円以上が必要なことを強く主張した。

ウ. また、港湾の各企業での人財確保が厳しい状況であることをよく聞く。本格的な対策を講じないと、事業の維持すら厳しいことが予測されるので、具体的に進めるべき、と主張した。

エ. 地区単独要求では、ほとんどの要求が毎年続いていて、確認書・覚書などを交わしている項目もあるが、地区にとって重要と判断して要求している。

オ. 特に安全問題について、荷役機器の安全対策は従来通りだが、荷役機器の安全運転・機器そのものの不具合の処理だけでなく、ヤードの施設不備などがあったら、直ちに改修願いたい。

カ. 新型コロナウイルス感染症対策では、コロナ禍でも港湾物流を止めないとの社会的要請に基づき、ぎりぎりの状態に対応してきた。政府・厚労省は2類区分から5類区分に変更していくようであるが、区分変更があっても、現場で働く労働者が安心して働ける環境が必要であり、2020年7月21日付「新型コロナウイルス感染症に関する確認書」を地区でも締結してきた経過がある。確認書に基づいて、労働者に不利益が生じない対策を強く求める。

キ. 地区独自要求に対しては、具体的な回答が必要であることを強調した。

ク. 東京港運協会は、中央産別の課題も要求に上がっており、中央団交の推移の中で、次回には誠意をもって回答したい、地区要求については出来る限り具体的な回答をしていきたいとした。

② 協定遵守パトロール報告

ア. 3月1日(水)から3月6日(月)の日程で、港運同盟関東地本と合同で協定遵守パトロールを実施した。

イ. コロナ禍の中で2年間パトロールを実施できなかったが、今年の春闘では取り組むことを決定し、パトロール人員を減らして実施した。各班3名体制・1日3班体制で4日間、のべ事務所待機を含め39名で実施。

ウ. 点検項目は

- a. ワッペンの有無（港湾労働者証の点検）
- b. 作業時間の点検
- c. 日雇い・人付リースの実態
- d. その他産別協定に係わる点検・聞き取り調査

エ. 点検場所は、大井海貨上屋1号～4号、大井倉庫群全体、お台場2線～3線倉庫、ワールド流通センター、10号地ライナー埠頭、10号地紙倉庫群で実施した。

- a. 20春闘以来、コロナ禍のため協定遵守パトロールを実施できなかった。丸2年実施していないため、実態が大きく変化しているところがあった。やはり毎年実施する必要性が感じられた。
- b. 点検パトロールに対して、業者は概ね協力的であった。
- c. 全体的に大きな問題点は散見されなかった。
- d. 貨物量との関係なのか、働いている労働者数が減少しているように感じた。とにかく人・働く人がこない状況がある。
- e. 関連・日雇い等下請け的な人の対応を減少させ、専業本体で極力仕事を進める体制を少しずつ作ってきている状態が垣間見られた。

③ その他、23春闘の取り組み

- ア. 東京港決起集会などは、中央団交の推移を判断して、適宜取り組むこととした。
- イ. 取り組む場合は、港運同盟と共同行動とすることも確認した。

④ 行政交渉について

- ア. 港湾局交渉・東京労働局 実施予定だが実施日は未定。
- イ. 関東運輸局・整備局 3港4団体で進めるが、日程は4月中旬を予定。
- ウ. 現在、要求書（案）を4団体で確認した。

(5) 川港労協の取り組み

- ① 3月10日(金)に23春闘討論集会を東扇島福利厚生センターで開催した。
- ② 感染対策を徹底する事踏まえ、来賓として全国港湾玉田書記長と市川港湾労働政策研究所事務局長が出席、マリタイムデーリーの高妻氏が取材に訪れた。
- ③ 冒頭、田中議長は挨拶で、23春闘に向けた大幅賃上げ並びに産別要求の獲得のため一致団結して取り組むことを強く訴えました。
- ④ 全国港湾玉田書記長からは、22春闘が長期化(11月28日本調印)した背景とその到達点について、政府が進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」(以下、「政府施策」)の推進へ、料金改定・下払い料金確保に向けた取り組みを積極的に取り組んだ。その結果、ア. 継続協議ではなく具体的にどう解決するかを明記、イ. 体制的合理化に対峙する労使のスタンスを明記、ウ. 「ユーザーにもの言う」港湾産別労使関係の確立と産別運動への確信となったとした。あわせて、産別運動の歴史や成果と教訓について述べられた。
- ⑤ 23春闘は要求実現可能な条件はあるとして、ユーザーは港運に還元できる十分な余力がある。今年度も政府は「政府施策」の推進を確認している。日港協も22春闘協定で「23年度も継続する」と確認している。さらに、23春闘要求書について、特徴的な項

目について説明を行った。その上で、23 春闘を意気高く、組合員の団結と地域の支えでたたかうことを訴えた。

最後に、田中議長の団結ガンバローのかけ声で討論集会を終了した。

(6) 全横浜港湾の取り組み

- ① 全横浜港湾として、毎年行っている横浜市港湾局・横浜川崎国際港湾株式会社・横浜港埠頭株式会社への要求書を2月1日に提出、横浜港運協会へは中央要求及び地域要求を記載した文面を中央団交の翌日に提出した。
- ② 関東運輸局・地方整備局への要求提出は、現在3港4団体で文書確認にもと3月上旬に提出する運びとなっている。
- ③ 産別協定遵守点検パトロールについては、執行委員会確認にもと新型コロナウイルスの変異株が減少しているが未だにどう変化するか不明のもと今回についても中止とした。

(7) 駿河港湾の取り組み

- | | | | |
|---|-------------|--------|---------|
| ① | 23 春闘決起集会 | 2月 20日 | 港湾センター |
| ② | 静岡運輸支局申入れ | 3月 3日 | 静岡運輸支局 |
| ③ | 中部地方整備局申入れ | 3月 6日 | 中部地方整備局 |
| ④ | 清水港湾管理局申し入れ | 3月 6日 | 清水港湾管理局 |

(8) 名港労協の取り組み

- ① 2月18日(土)に中央本部より真島委員長を招いて、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、各単組幹事+1名の制限を設け、拡大幹事会&春闘討論集会を開催した。
- ② その中で、真島委員長より産業別の賃金構造基本統計調査結果を基に港湾の賃金が30年間上がっておらず、いかに他産業に後れを取っていることのお話があり、今春闘での賃上げがいかに重要であるかの意思統一をすることができた。
- ③ 続いて、ロシアのウクライナ侵略による名古屋港への影響について港湾管理者の立場から名港労協副議長より説明があり、エネルギー資源や名古屋港背後圏産業で重要な希少資源など、供給制限によりサプライチェーンへ影響を及ぼす可能性があることも考えながら意見交換を行った。

(9) 大港労協の取り組み

- ① 3月2日(木)高野堀船内センター前において、3年ぶりに早朝決起集会を350名の参加で開催した。
- ② 小嶋議長より「2月15日に開催した第1回中央港湾団交により23港湾春闘がスタートした。大企業は大幅な賃金アップを表明しているが、港湾関係者は大多数が中小である。春闘原資を確保するために、元請は荷主・ユーザーから、下払い料金を含めた料金を完全収受してもらいたい。また、大阪港では25年に大阪・関西万博が控えている。承知のとおり、現在、DICTを中心とする夢洲地区での渋滞問題を解決すべく、港運協会を含めて港湾局や博覧会協会など関係する団体と協議を行っているが、意図す

る回答が得られていない。万博開催が決定した以上、出来る事は協力するスタンスできたが、本船を咲洲地区へシフトする、ゲートオープンの時間延長を行うなど、港運事業者や港湾労働者の了承を得ないまま、好き勝手に報道している。この様な状態では協力できない」として、大港労協の運動の経過報告を行った。

- ③ 全国港湾の玉田書記長からは「決起集会に参加して頂いた大勢の組合員の皆さんを見て、改めて身が引き締まる思いで23春闘を全力でたたかいたい」との挨拶と、中央港湾団交の進捗状況の報告をした。
- ④ 最後に、小嶋議長の団結ガンバロー三唱にて集会を締め括った。
- ⑤ 午後からは、大港労協23春闘臨時大会を開催し、23春闘方針の確認と意思統一を行った。

(10) 神戸港湾の取り組み

- ① 運輸監理部・近畿整備局との協議を2月21日（火）午前、同日午後、兵庫労働局との協議を行なった。主に、アクションプラン（主にお手伝い特例）、料金問題、自動化問題、新型コロナウイルス対策問題、石綿問題等について言及した。
- ② 阪神国際港湾株式会社との協議を2月28日（火）午前、同日午後、神戸市港湾局との協議を行った。主に、A1ターミナル問題、インランドデポ、料金問題等について言及した。
- ③ 3.23春闘討論集会を3月3日（金）午後2時より、来賓に全国港湾より玉田書記長・岡部中央執行委員、港運同盟兵庫地方本部より梶山執行委員長を迎え、コロナウイルス感染予防のため参加者を絞って開催した。
 - ア. 開会にあたり神戸港湾吉岡議長から「港湾で働く仲間が参加し、社会的アピールを広げ行動する事が重要、中央と連動して今日を境に臨戦態勢に入る。我々の雇用・職域を守り、また拡大していく決意を述べるとともに各単組・各組合員の更なる神戸港湾への結集・団結をお願いする」と挨拶があった。
 - イ. 梶山委員長より連帯と激励の挨拶をいただいたのち、玉田書記長から全国港湾を取り巻く現状と、23春闘での大きなポイントとなる点「大幅賃上げ」「雇用と職場を守る労使の取り組み」「魅力ある港湾労働の確立」について報告があった。
 - ウ. 西澤神戸港湾事務局長から地区における春闘時の具体的行動について提案があった。
 - エ. 集会後半には各加盟8単組の取り組み状況・報告がなされたのち、岡部中執から今後の中央での取り組みの報告があった。
 - オ. その後、質疑応答が行われ「港湾労働者転職資金制度について詳しく教えてほしい」「関連職種の5.9協定適用、また日港協からの支援がおりるようお願いする」など現場の切実な問題が出された。
 - カ. 閉会の挨拶を稲田神戸港湾副議長が行い、最後は吉岡議長のガンバロー三唱で春闘討論集会を終了した。
- ④ 兵庫県港運協会とは、23春闘・第一回目を3月13日（月）に行ない、地区要求書を提出した。

(11) 四国港湾の取り組み

- ① 2月14日に四国港運協会事務局に23春闘四国要求書の提出と趣旨説明を行った。
※23春闘第1回四国港湾労使協議会は3月28日に行う
- ② 2月17日、住友共同電力労働組合・全港湾新居浜支部との意見交換会を住友共同電力労働組合事務所で行った。
ア. 脱炭素課題の今後について、意見交換会を行ったが、特に具体的な情報はなかった。
イ. 現在、西火力3号機発電機の故障で石炭荷役がストップしている件で、このまま石炭荷役からフェードアウトすることを恐れていたが、住友共同電力として、「現時点での石炭からの撤退はない」と明言はもらえた。しかし、2030年以降についての保障はなかった。
- ③ 2月17日、新居浜市港湾労働問題協議会設立について、全港湾新居浜支部と新居浜港務局で協議した。
ア. 組合側より、今後、脱炭素に関連する雇用問題などを解決する場として、「協議会」及び「懇話会」の設立を要請したが、「現時点では協議することがない」として、「勉強会的な堅苦しくない場であれば、開催してもよい」とのことであった。
イ. しかし、この協議会の設立については、市長と協議の場での合意事項でもあるので、今後、形に残る「協議会」か「懇話会」に設立に拘り、新居浜市港務局と継続して協議をしていく。
ウ. 脱炭素については、新居浜市主催のCNP推進協議会を開催し、勉強中の段階とのことだけで、石炭火力発電所の休・廃止についての具体的な話はなかった。
- ④ 2月21日、三島川之江指定港化問題について、坂出港運會館（坂出）において協議した。
ア. 四国運輸局海事振興部長が大王海運（株）を訪問した後に、四国港湾へ来組し、橋崎議長が対応した。
イ. 今まで意見交換会を通じて感じるのは、もともと三島川之江港は大王製紙のある三島地区（三島港）と丸住製紙のある川之江地区（川之江港）とが合併した港で、現在その両地区間で指定港についての考え方が変わってきている。
ウ. コンテナターミナルがある、三島地区は指定港化に前向きになってきているが、三島地区に比べて取扱量も少ない丸住製紙は絶対に指定港化は反対の立場であり、三島川之江港港運協議会内でも統一した意見をまとめられない状態である。
エ. 四国港湾としては、労働者供給事業を活用するなどして、三島川之江港で組合員が働ける場を確保できるようにしたいと考えているので、周辺道路の整備も整った四国一の港になってしまった現状において、直ちに指定港化することは認められない考えである。
- ⑤ 3月2日、三菱ケミカル労働組合・全港湾香川県支部との意見交換会を行った。
ア. 昨年12月1日に、2024年3月末までに三菱ケミカルグループの石炭・炭素事業を分離することが発表された。これは、カーボンニュートラル（脱炭素）の潮流に則したリストラの断行で、収益性や競争力を高めるのが狙いである。
イ. これを受けて、三菱ケミカル労働組合香川支部の委員長と意見交換を行った。三菱労組の情報として、社長が発表した後に、未だに事業譲渡先が見つかっていないこと

もあり、坂出港で取り扱っている石炭は現状と変わりなく事業を継続していく方向であるとされた。

ウ. 詳細については、企業秘密事項でもあるので、話しにくい感じであったが、会社の方針としては、事業譲渡する方向なので、引き続きの情報交換をするように求め、了承を得た。

⑥ お手伝い特例の取り組みについて

ア. 四国港湾 23 春闘要求書の項目に、四国港運協会労務委員会（四国港湾加盟店社）に対して、パブリックコメントを取り組むことを盛り込んだ。

イ. 2月14日に四国港運協会事務局へ要求書を提出し、趣旨説明を行った。

ウ. 四国港湾の指示として、各港（各単組）でパブリックコメントを作成し、国交省へ送付する取り組みを行った。

⑦ 今後の取り組みについて

ア. 港湾運送事業法学習会について

a. 日時：2023年3月17日（金）14時30分～

b. 参加者：四国港湾三役、幹事、各企業代表者

c. 22秋年末四国運輸局・四国地方整備局合同要請行動の際に、四国運輸局に対し「港湾運送事業法」についての学習会を要請した。

組合幹部の若返りによって、港湾運送事業法のイロハを学習してもらうために、計画した。また、学習会について、企業にも呼びかけをしたら、「是非とも一緒に勉強したい」との要望があったので、組合・企業・港運協会と合同で学習会を開催することにしている。

イ. 3月28日、23春闘四国港湾第1回労使協議会を開催予定

ウ. 4月中旬、23春闘四国運輸局・四国地方整備局合同要請行動を予定

エ. 3月20日、本四高速（株）と全港湾四国地方本部意見交換会を行う予定

意見交換会の中では、ETC専用化の雇用問題や植栽維持作業の作業量の確保を要望する。

(12) 関門港湾の取り組み

① 九州港湾行政交渉 3月1日（水）

ア. 九州運輸局・九州地方整備局合同の申入れを、九州港湾として関門港湾、博多港湾、鹿児島港湾、全港湾九州地本から参加して行政交渉を行った。

イ. 九州運輸局・九州地方整備局からは両課長を含め7名が出席し申入れに対して回答があった。

ウ. 全国港湾の申入書に沿って、4項目と自動車関連の3項目の全体で7項目の内容でおこない、ほとんどの項目で要望は本省に上申するとの回答がされた。その後、「料金問題」「石炭問題」「人員不足」「港湾運送業法と港労法」等について意見交換をおこない、規制緩和がもたらした大きな問題があることやと各省庁の連携含めて本省に強く上申を組合としても求めて終了した。

② 九州港湾行政交渉 3月2日（木）

ア. 福岡労働局の申入れを、九州港湾として関門港湾、博多港湾が参加して行政交渉を

行った。福岡労働局からは課長を含め 11 名が出席し申入れに対して回答があった。

イ. 全国港湾の申入書に沿って、10 項目と自動車関連の 3 項目の全体で 13 項目の内容で行い、ほとんどの項目で地区での回答が難しいため要望は本省に上申するとの回答がされた。その後、「新門司地区の特定港湾倉庫指定」「港労法全港・全職種適用」「石炭問題」「人員不足」「港湾運送業法と港労法」等について、要望と意見交換を行い本省に強く上申を求めて終了した。

(13) 博多港湾の取り組み

① 九州港湾行政交渉 3月1日(水)

九州運輸局・九州地方整備局合同の申入れを、九州港湾として関門港湾、博多港湾、鹿児島港湾、全港湾九州地本から参加して行政交渉を行った。九州運輸局・九州地方整備局からは両課長を含め 7 名が出席し申入れに対して回答を受けた。

② 九州港湾行政交渉 3月2日(木)

福岡労働局の申入れを、九州港湾として関門港湾、博多港湾が参加して行政交渉を行った。福岡労働局からは課長を含め 11 名が出席し申入れに対して回答を受けた。

全国港湾の申入れに沿って申入れを行い、ほとんどの項目で地区での回答が難しいため要望は本省に上申するとの回答がされた。

③ 今後の予定として、事前協議会・労務委員会を 3月17日(金)に開催し、労使パトロールを開催予定。(日程調整中)

(14) 鹿児島港湾の取り組み

① 九州港湾として、3月1日(水)午後、九州運輸局、九州地方整備局。3月2日(木)午後、福岡労働局に申し入れを行った。

② 2月27日に人数制限を行い、23春闘に向けた決起集会を行い、23春闘方針、要求書、行政交渉の内容の確認した。

(15) 沖縄港湾の取り組み

① 2月20日(月)決起集会を開催した。会場には、400名あまりの参加の熱気で、23春闘団結ガンバローで氣勢をあげた。

② 集会には、竹内委員長代行と玉田書記長が参加し、沖縄の仲間とともに力強くたたかうことを確認した。

以上